

第 2 号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	こども子育て部こども家庭課	
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日	
業 務 名	6 歳臼歯保護育成事業委託業務	
業 務 の 概 要	母子保健法に基づき、未就学児に対し歯科健診及びフッ素塗布を、6 歳児に対し歯科健診、フッ素塗布またはシーラント処置の実施を尾張旭市歯科医師会に委託するもの。	
契約金額 (税込)	2, 9 9 9, 1 5 0 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市歯科医師会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	歯科健診の実施は歯科医師によるものでなければならず、市民が歯科健診を受ける際、地域歯科医療機関において実施することで、精度管理、利便性を図ることができる。また、市内唯一の歯科医師による団体が実施することで地域歯科医療の活性化にも繋がる。このことから、尾張旭市内の歯科医師により構成される尾張旭市歯科医師会と 6 歳臼歯保護育成事業の委託契約をする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部こども家庭課です。